

新市建設計画

平成16年5月
大洲喜多合併協議会

平成26年12月
大洲市

平成30年3月
大洲市

令和2年3月
大洲市

目 次

第1章 序論	1
第1節 合併の背景と必要性.....	1
第2節 計画策定の方針.....	2
第2章 新市の概況	3
第1節 自然条件.....	3
第2節 社会条件.....	4
第3章 主要指標の見通し	6
第1節 人口.....	6
第2節 世帯.....	6
第3節 就業者.....	6
第4章 新市建設の基本方針	7
第1節 まちづくりの基本的な考え方.....	7
第2節 新市の将来像.....	8
第3節 基本目標.....	9
第4節 土地利用方針.....	10
第5節 地域別整備方針.....	11
第6節 重点プロジェクト.....	13
第5章 新市の施策	16
第1節 自然きらめくまちづくり.....	17
第2節 文化きらめくまちづくり.....	19
第3節 安心きらめくまちづくり.....	22
第4節 活力きらめくまちづくり.....	26
第5節 快適きらめくまちづくり.....	29
第6節 人々きらめくまちづくり.....	34
第6章 新市建設における国・県事業の推進	37
第7章 公共施設の統合整備	40
第8章 新市の財政計画	41

第1章 序論

第1節 合併の背景と必要性

近年、少子・高齢化や国際化、情報化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しており、新しい時代への適切な対応が大きな課題となっています。

こうした中で、地方自治体では、地方分権に対応した市町村の再編が進められるとともに、住民の視点に立った行政と住民の自己責任原則に基づく地域運営が強く望まれています。

本地域が都市的で魅力のある生活・文化の実現と、安定した産業や行財政の確立を図るためには、市町村合併が必要となっています。

1 少子・高齢社会への対応

少子・高齢社会の進展とともに、過疎化が進み、少子化対策や高齢者福祉などの充実、若者の定住対策や地域経済の活性化が求められており、総合的な施策を広域的に展開することが必要となっています。

2 成熟社会への対応

心の豊かさや生活の質の向上、生活圏の広域化や情報ネットワークを通じた交流の活発化など、成熟社会に対応したより専門的な行政サービスの提供、生活密着型の地域産業の育成や新たな起業の取組み、行政の情報化や地域情報化など、合併による行政の高度化が求められています。

3 地方分権時代への対応

国から県へ、県から市町村へ行政事務の権限移譲が進められ、国と地方の役割分担が図られ、住民に最も身近にある市町村は、自らの責任と判断で行政の施策を進めることが求められています。また、一方、グループ活動やイベント交流、情報交流など、住民活動の活発化が見られるとともに、身近な問題をできるだけ市町村で解決するという地方自治の流れが定着してきており、行政の地域経営力の強化が求められています。

4 行財政改革への対応

長引く不況や税収の落ち込み、国・地方の借金の増大が続く中で、総合的・重点的な事業の推進、公共施設の有効活用などによる効率的・効果的な行財政運営が求められています。

5 拡大する生活圏への対応

交通・通信網の発達と居住地選択の多様化により、住民の通勤・通学、買い物、通院、グループ活動など生活圏の拡大が進んでおり、総合的・広域的な基盤整備やサービスの提供が求められています。

第2節 計画策定の方針

1 計画の趣旨

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項及び第5条の規定に基づき策定するもので、大洲市・長浜町・肱川町・河辺村の合併後の新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づく具体的な施策を展開することにより、1市2町1村の速やかな一体性を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものであり、新市において地方自治法に基づき策定する総合計画に引き継ぐものです。

なお計画の策定にあたっては、「大洲・長浜・肱川・河辺 新市将来構想」を基本に、国・県などの計画との整合性を図りながら、住民の意向を十分に踏まえた、新しい時代にふさわしい魅力的なまちづくりを推進する上での指針を示すものとします。

また、特に以下の点に留意して策定するものとします。

(1) 住民福祉の向上

地域全体の住民福祉の向上を目指します。

(2) 新市建設の総合的かつ効率的な推進

ハード及びソフトの両面に配慮した計画とするとともに、真に、新市の建設に資する事業の選択や合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画とします。

(3) 新市の速やかな一体性の確立

旧市町村意識を早期に解消し、行政組織に関して効率化を図り、一体的な運営に努めます。

(4) 新市の均衡ある発展

合併により、新市中心地域と周辺地域で格差が生じないように、周辺地域の振興整備等の方策について、特に配慮します。

(5) 健全な財政運営の確保

新市の財政計画については、健全な財政運営に努め、地方交付税、国・県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにします。

(6) 地域の特性、バランス等の考慮

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性や地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら、逐次、取組んでいくものとします。

2 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための「基本方針」や、その基本方針を実現するための「主要施策」、「公共施設の統合整備」及び「財政計画」を中心に構成します。

3 計画の期間

この計画の期間は、合併の日から令和6年度までとします。

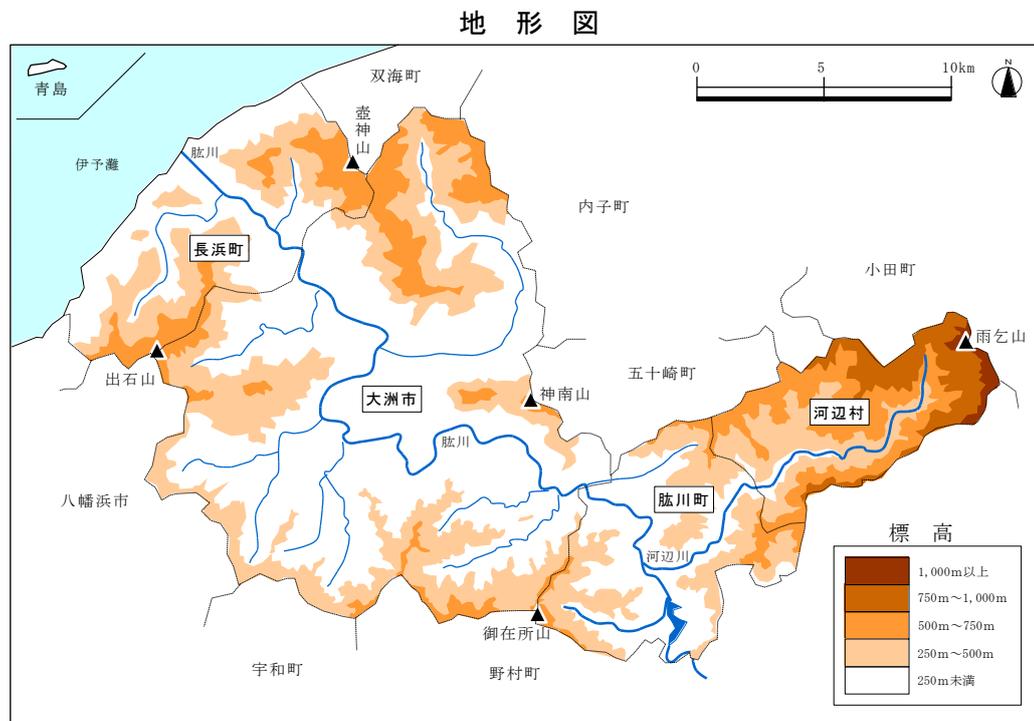
第2章 新市の概況

第1節 自然条件

1 位置と地勢

新市は、愛媛県の西部に位置し、面積は432km²となり、松山、八幡浜、宇和島、須崎方面への交通の要衝となっています。

新市は、一級河川肱川とその支流の河辺川が中央を流れ、流域にそって田畑や集落、市街地が形成され、中央部には大洲平野が開け、西部は瀬戸内海伊予灘に面しています。一級河川肱川は、河口が狭隘なうえ河川勾配もゆるやかで、多くの支川が大洲盆地に集中することから、過去、たびたび洪水被害に悩まされてきましたが、堤防の整備とダムによる洪水調節を併せた河川整備が進められています。



2 気候

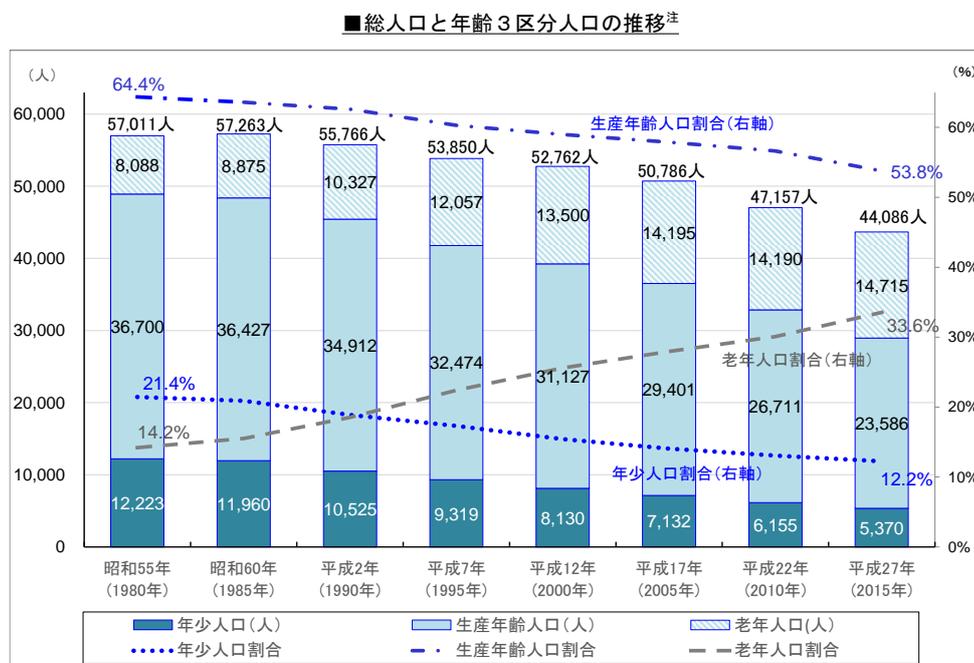
東部の山間部は内陸性気候に属しているため寒暖の差が、また中央部は内陸性盆地型気候で昼夜の温度差が大きく、西部は温暖小雨の瀬戸内海性気候です。

盆地に河川が流れているなどの地形から霧の発生が多く、秋から冬にかけて一級河川肱川に沿って伊予灘へと流れ出る「肱川あらし」がみられます。

第2節 社会条件

1 人口

国勢調査によると、平成27（2015）年の新市の人口は44,086人であり、全体的に減少傾向にあります。



出典：総務省「国勢調査」

注 各年の総人口には「年齢不詳人口」が含まれるため、年齢3区分人口の和と総人口が一致しない場合や年齢三区分の人口割合の和が100%とならない場合がある。

2 産業

新市の産業を産業別就業者数（平成27年国調）で見ると、第1次産業11.6%、第2次産業21.4%、第3次産業63.3%（分類不能3.7%）となっています。

米、野菜、柑橘類、肉用牛、豚などを主な生産物とする農業や木材を中心にしたたけなどを生産する林業、あじ、かれい、ふぐ、鮎、うなぎなどを水揚げする水産業は、輸入品の増加や後継者不足などから低迷を続けています。

また、電気機械器具やプラスチック製品などの製造業については、事業所数、従業者数、工業製品出荷額などが減少傾向にあります。

商業は、大洲駅前から国道56号沿い（大洲拠点地区）に大規模商業施設が立地する一方で、既存商店街などは賑わいを失いつつあります。

観光は、うかいやいもたき、大洲城跡、歴史的町並み、白滝公園の紅葉、長浜大橋、小藪温泉や鹿野川荘、歌麿館・風の博物館、坂本龍馬脱藩の道、屋根付橋などの資源を有し、まちの駅「あさもや」や道の駅「清流の里ひじかわ」など特産品づくりと連携した取組みが進んでいます。

3 交通・情報基盤

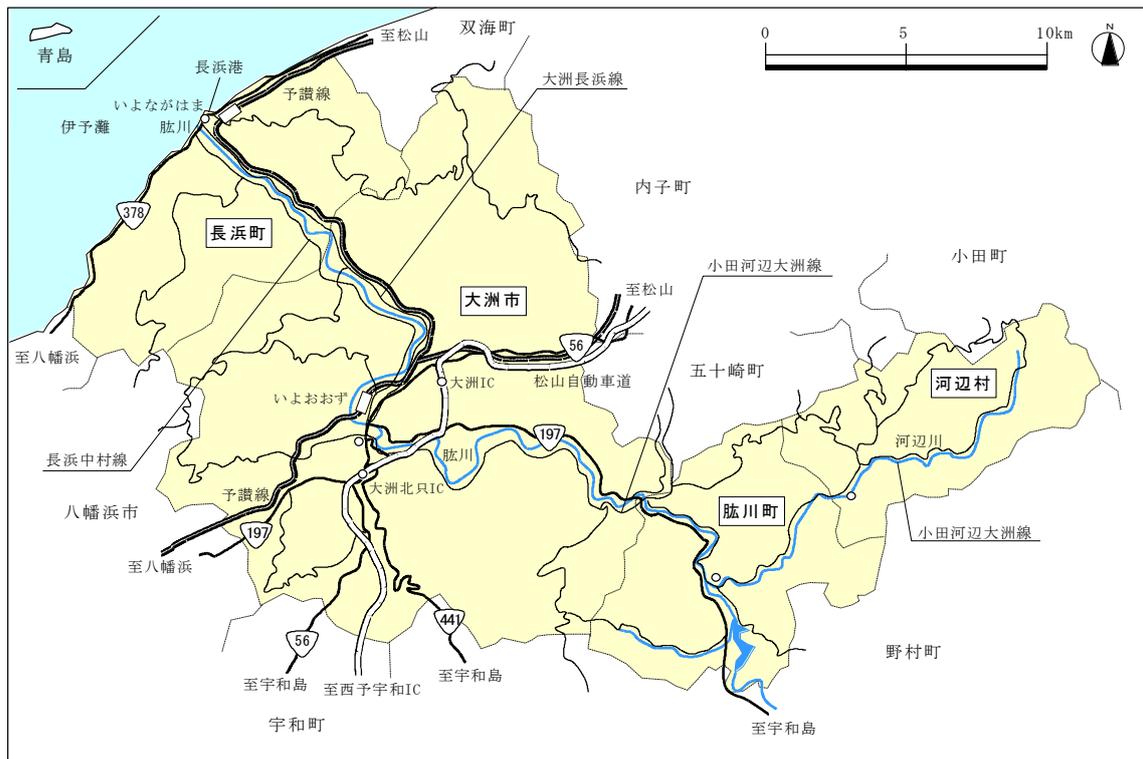
新市は、国道56号、197号、378号、441号の4本の国道が各地を結び、主要地方道大洲長浜線、長浜中村線、小田河辺大洲線などが地域内をつないでいます。四国縦貫自動車道が大洲ICまで開通し、さらに四国横断自動車道の整備が進んでおり、今後さらに広域的な交通利便性が向上します。

県管理港湾長浜港は、近年原木類などの輸入や石油製品の移入が増加傾向にあり、四国西南地域の物流拠点港として機能しています。

鉄道は、松山市から長浜町を経て大洲市、宇和島市を結ぶJR予讃線と、内子町と大洲市（新谷）を結ぶJR内子線があります。

情報通信網は、一部地域に防災行政無線、ケーブルテレビ網（CATV）やNTTの光回線などが整備されています。また、旧市町村の各公共施設や学校等を光ファイバーで結ぶ超高速通信網が整備されています。

交通網図



第3章 主要指標の見通し

第1節 人口

平成27（2015）年の人口は44,086人であり、令和7（2025）年の人口は37,881人（日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年3月推計 国立社会保障・人口問題研究所））になると予測されています。

人口の推計^注

（単位：人）

	実績値		推計値
	平成17（2005）年	平成27（2015）年	令和7（2025）年
総人口	50,786	44,086	37,881
年少人口 （0～14歳）	7,132（14.0%）	5,370（12.2%）	4,157（11.0%）
生産年齢人口 （15～64歳）	29,401（57.9%）	23,586（53.5%）	18,498（48.8%）
老年人口 （65歳以上）	14,195（28.0%）	14,715（33.4%）	15,226（40.2%）

注 各年の総人口には「年齢不詳人口」が含まれるため、年齢3区分人口の和と総人口が一致しない場合や年齢3区分の人口割合の和が100%とならない場合がある。

第2節 世帯

世帯数は、平成17（2005）年の19,042世帯をピークに、減少傾向に転じ、平成27（2015）年は、18,057世帯で、1世帯あたり人員は2.44人です。減少傾向が続いている1世帯あたり人員は、令和7（2025）年には、2.22人と予測されます。

世帯数の推計

	実績値		推計値
	平成17（2005）年	平成27（2015）年	令和7（2025）年
世帯数	19,042 世帯	18,057 世帯	17,072 世帯
1世帯あたり人員	2.67 人	2.44 人	2.22 人

第3節 就業者

平成27（2015）年の就業者数は20,892人で、就業率は47.4%です。この傾向が続くとすると、令和7（2025）年の就業率は47.3%と予測されます。

就業者数の推計

	実績値		推計値
	平成17（2005）年	平成27（2015）年	令和7（2025）年
人口	50,786 人	44,086 人	37,881 人
就業率	47.0%	47.4%	47.3%
就業者数	23,860 人	20,892 人	17,924 人

第4章 新市建設の基本方針

第1節 まちづくりの基本的な考え方

新市のまちづくりの基本的な考え方は、次のとおりです。

1 自然豊かで歴史文化かおる地域中核都市を目指したまちづくり

四国西南地域の玄関口としてふさわしい地域中核都市としての整備を進め、美しい自然と調和した農林漁村集落などの景観を保全・活用し、だれもが歴史文化にふれることのできるまちづくりを進めます。

2 高度情報化時代に対応するまちづくり

国際化・高度情報化時代に対応し、地域間の距離を短縮する手段の一つである高度情報通信網を整備し、住民サービスの向上を図ります。

3 安全・安心で住みよいまちづくり

住民が安心して安全に暮らせるよう生活基盤整備を充実し、ゆとりや豊かさを求める時代に対応した子どもから高齢者まで生き生きと共に暮らせる環境づくりを進めます。

4 地域の個性を生かした活力あるまちづくり

地域固有の資源や技術を活かしながら、新たな時代に対応した独自の産業を振興し、地域の活力が新市の活性化につながるまちづくりを進めます。

5 地域の自立を目指した住民参画のまちづくり

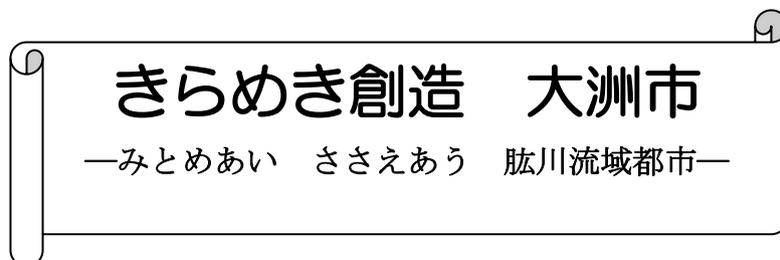
住民参画による地域づくり・まちづくりを実現し、住民活動や地域連携などの活発なまちづくりを推進し、地域の自立を目指します。

6 合併効果を活かした未来に負担を残さないまちづくり

合併による行財政基盤の強化や行政運営の効率化などの効果を最大限に活かし、未来に負担を残さない総合的なまちづくりを進めます。

第2節 新市の将来像

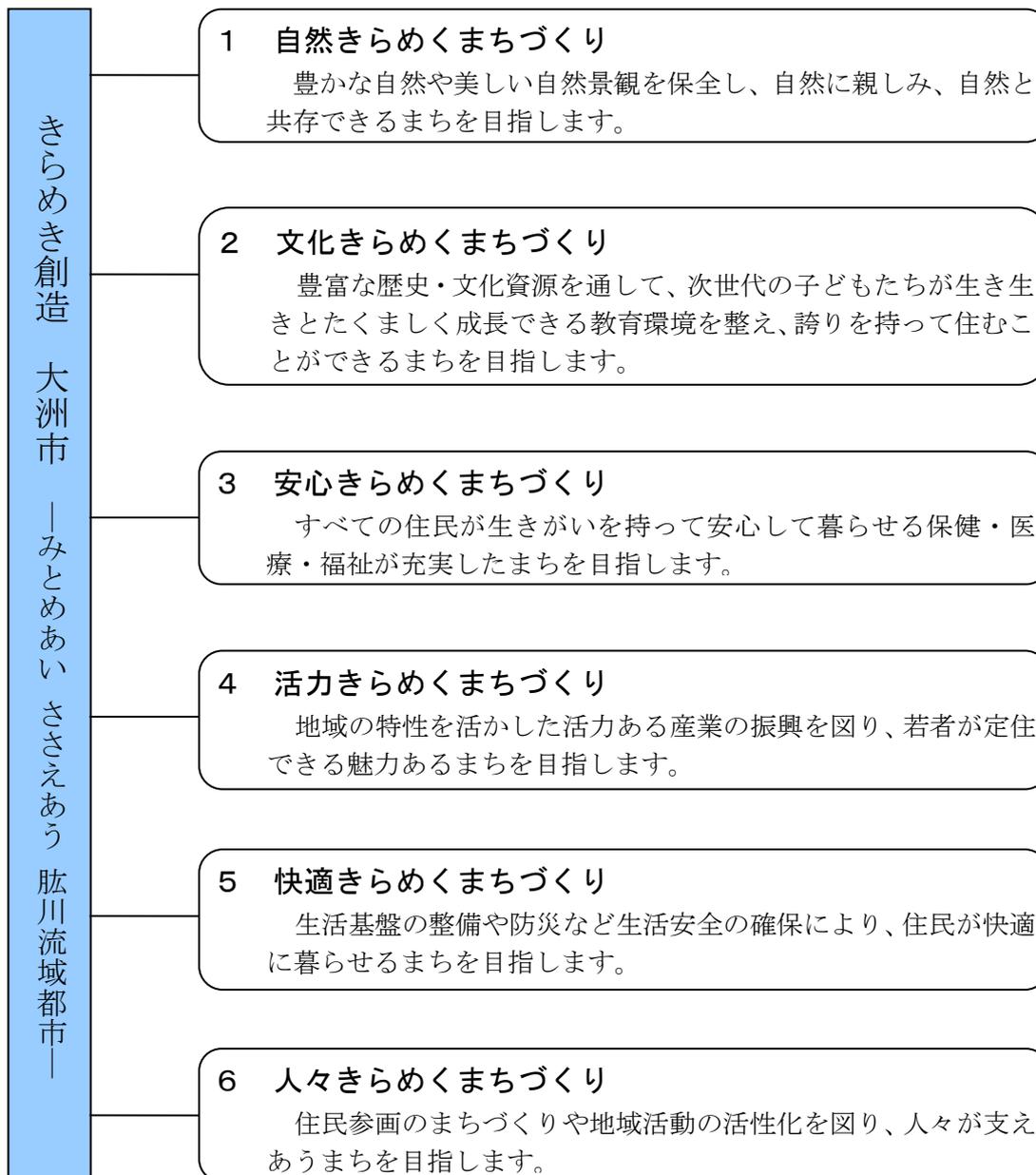
新世紀にふさわしい新市の将来像を次のように定め、住民と行政が力をあわせて、美しい自然環境の中で暮らし、力強く働き、心豊かな生活ができる新市の創造を図ります。



「きらめき」は、豊かな自然と市民一人ひとりが光り輝く未来を示し、「創造」は、きらめく地域社会の実現を目指した先進的なまちづくり活動を表現しています。

第3節 基本目標

新市の将来像を実現するための、まちづくりの基本目標は次の6つの柱からなります。



第4節 土地利用方針

土地利用を次のとおり区分し、計画的な土地利用を行います。

1 森林ゾーン

水源かん養、山地災害の防止を図るための「水土保持林」や、森林生態系の保全、生活環境の保全、森林空間の適切な利用を図る「森林と人との共生林」、また木材の生産を図る「資源の循環利用林」の3つに区分して森林の保全と利用を図ります。

2 河川・湖沼・海岸ゾーン

一級河川肱川やその支流、鹿野川湖などの水辺と伊予灘の海辺などの景観や環境の保全及び防災機能の向上を図るとともに、体験学習や観光・レクリエーション利用の充実を図ります。

3 農業ゾーン

観光との連携を強化しながら、野菜や果樹などの生産や畜産の維持・振興を図るとともに、自然・田園風景や環境の保全と農村集落での定住環境の整備を図ります。

4 港湾ゾーン

晴海・拓海地区の臨海工業団地については、港湾機能の充実や遊休地の有効利用を図るとともに工場立地を促進し、長浜港内港部埋立計画地については、地域中核拠点としての都市機能の整備と港湾機能の拡充を図ります。

5 市街地ゾーン

大洲地域の肱南地区から肱北地区にかけての中心市街地においては、行政・文化機能の充実、商業の振興、歴史的町並みの保存と活用などを図るとともに、防災機能の向上と住環境の整備などを図ります。

長浜・肱川・河辺地域の3つの市街地では、行政・文化・福祉機能の維持・整備、住民生活に密着した地域立地型商業の振興や観光拠点の整備、防災対策や下水道などの生活環境の整備、若者の定住拠点の整備などを図ります。

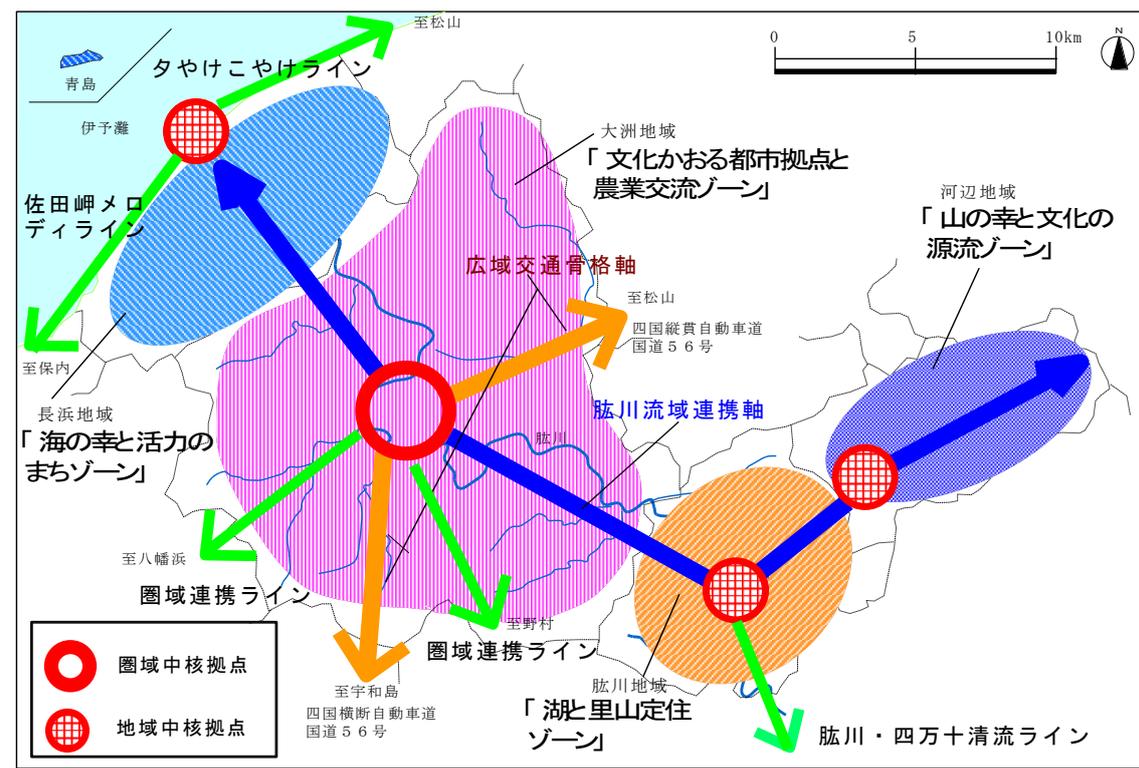
6 新市街地ゾーン

大洲拠点地区においては、防災機能の強化を図りながら商業・流通・工業機能や交流・福祉機能の強化、住宅地の新規開発を進め、四国西南地域の玄関口としてふさわしい新市街地の整備を行います。

第5節 地域別整備方針

新市は、一級河川肱川流域の4地域で構成されており、相互に連携を図りながら個性的な地域整備を進めます。

地域別整備方針図



- 【 圏 域 中 核 拠 点 】 地域（市町村）を越えた圏域の中核を担う拠点
肱南・肱北・大洲拠点地区（大洲地域）
- 【 地 域 中 核 拠 点 】 地域の中心となる機能を備えている拠点
長浜地区（長浜地域）、鹿野川地区（肱川地域）、
植松地区（河辺地域）
- 【 広 域 交 通 骨 格 軸 】 広域交通の骨格となる路線
四国縦貫・横断自動車道、国道56号
- 【 肱 川 流 域 連 携 軸 】 一級河川肱川に沿った4地域（拠点）を結ぶ連携軸
国道197号、主要地方道大洲長浜線・長浜中村線・
小田河辺大洲線
- 【 肱 川 ・ 四 万 十 清 流 ラ イ ン 】 一級河川肱川と四万十川を結ぶ広域的な連携軸
一級河川肱川、国道197号
- 【 タ や け こ や け ラ イ ン 】 佐田岬メロディラインと連携する観光交流軸
国道378号
- 【 圏 域 連 携 ラ イ ン 】 周辺市町村との連携軸
国道197号、国道441号

1 大洲地域「文化かおる都市拠点と農業交流ゾーン」

大洲地域においては、四国西南地域の玄関口に位置する圏域中核拠点として、先進的な文化・教育都市の伝統を活かし、中心市街地（圏域中核拠点）の活性化を図り、教育・文化の創造的な取組みなどを進めるとともに、大洲拠点地区の都市機能の充実や住宅市街地の整備などを図ります。また、復元された大洲城天守閣を核とし、観光を目的とした周辺整備を行いながら、歴史的な町並み、うかいやいもたき、カヌー、などを活かした魅力のある体験・滞在・反復型の観光地を目指すとともに、水害などに対する充実した防災対策を進めます。

田園地域においては、農林業の振興と集落の居住環境の整備を図るとともに、自然環境の保全と自然や農業などを活かした観光・交流の振興を図ります。

2 長浜地域「海の幸と活力のまちゾーン」

長浜地域においては、海の玄関口、「夕やけこやけライン」と「肱川流域連携軸」の結節点となる地域中核拠点として、港湾内港部の埋立てにより新たな土地を創出して、都市機能を備えた活性化拠点や観光拠点の整備、新たな住宅地や港湾施設が整備され、肱川あらしや開閉橋、「坂本龍馬脱藩の川の道というは丸の母港（維新の港）」など、創造的な海の観光の充実を図るとともに、水産業の振興や食の魅力を活かした観光商業の振興を図ります。

また、下水道の整備や洪水・高潮防止の取組みなど居住環境の整備を図ります。

3 肱川地域「湖と里山定住ゾーン」

肱川地域においては、山鳥坂ダム建設を促進し、水源地域としての水を育む森林の整備やダム湖の景観を活かした滞在型の温泉保養ゾーンの拡充、体験型観光の推進や名物料理など食の魅力を高める観光地づくりを目指します。

また、先進技術を導入した技術基盤型の農林業に取組み、自立できる農林業の再構築を進め、若者定住拠点の整備や伝承文化が息づく魅力ある地域づくりを行います。

4 河辺地域「山の幸と文化の源流ゾーン」

河辺地域においては、山鳥坂ダム建設計画に伴い、長年、整備に検討を要していた県道（付け替え道路）の早期整備など「肱川流域連携軸」を強化し、通勤条件など、定住環境の整備を図ります。

また、林業の振興と水源の森整備や準高冷地に適した農業の振興、既存の観光資源と農林業を活かした体験・交流・滞在型観光の推進、特産品を利用した新たな名物料理づくりなど、農林業の振興と魅力ある山村体験観光の整備を進めます。

第6節 重点プロジェクト

新市の将来像の実現に向けて、住民と行政が連携し、次の6つの「重点プロジェクト」を計画し、創造的・重点的にまちづくりを進めます。

1 肱川共生プロジェクト

(1) 清流回復の肱川づくり

一級河川肱川の清流の回復に向けて、河畔林など自然景観の保全を図るとともに、森林整備による保水力の向上、下水道などの生活排水対策の取組みを住民とともに進めます。

(2) 安全・安心の肱川づくり

洪水の防止に向けて、一級河川肱川の中下流域の河川改修と山鳥坂ダム建設を促進します。

(3) 親しみのある肱川づくり

川と親しむ暮らしの充実に向けて、川遊びの場づくり、川に関するイベントや体験学習の充実を図り、カヌーやサイクリングなどを活用したまちづくりなどを促進します。

2 子ども未来プロジェクト

(1) 子どもの城づくり

地域の未来を担う子どもたちが充実した子ども時代を過ごせるよう、総合交流施設の整備と子どもの企画によるイベントの実施を図ります。

(2) 遊びと体験子どものまちづくり

遊びを通して、子どもが体を鍛え、友だちをつくり、様々な生きる知識・技術・知恵を身につけることができるよう、住民と行政が連携し、屋外での集団的な遊びや自然・仕事・文化が体験できる機会の創出や充実、指導者の育成などを進めます。

(3) 子ども情報まちづくり

子どもたちが情報編集能力を高め、情報の受発信と活発な交流を行えるよう、学校における情報教育と情報通信基盤整備の充実を図るとともに、子どもたちによるホームページづくりを進めます。

3 文化創造プロジェクト

(1) クラブライフ*のまちづくり

市民が充実したコミュニティ生活を送れるよう、生涯学習情報システムの整備や、文化会館などの整備、インストラクター・ネットワーク*の整備などを図り、文化やボランティアのグループ活動、青少年から高齢者までがスポーツを楽しめる環境や機会を充実します。

(2) 文化を楽しむまちづくり

文化会館を中心として、優れた文化・芸術にふれる機会の創出、練習や発表ができる環境の充実を図るとともに、市民の文化創造への取組みや各地域に残る伝統文化、郷土芸能、祭りなどの保存活動を支援します。

(3) 情報発信・交流のまちづくり

自然、歴史、文化などをテーマとした「インターネット博物館・美術館」づくり、1グループ1ホームページづくりなど、情報編集・発信の活発なまちづくりを推進します。

4 健康・安心の福祉プロジェクト

(1) 市民健康のまちづくり

将来の医療・介護負担を軽減できるよう、子どもの時から睡眠・食事・運動の生活習慣を確立し、青年や中高年のウォーキングやサイクリングなどによる有酸素運動の取組みや食生活の改善、健康の情報化などの取組みを促進します。

(2) とともに支えあう地域づくり

過疎・高齢化が進む地域で安心して暮らせるよう、地域助け合い活動の活発化を促進するとともに、福祉・環境・生涯学習などの分野を超えた総合的なボランティアネットワークづくりを進めます。

(3) 高齢者が生き生き暮らせる環境づくり

高齢者が地域で活躍し、生き生きと暮らせるよう、高齢者のクラブ活動や世代間交流の機会づくり、高齢者によるホームページづくり、高齢者の工房（仕事場）づくりなどを進めるとともに、単身高齢者などの居住の場となる生活支援ハウスや高齢者住宅の整備を図ります。

*「クラブライフ」: 共通の趣味や目的をもつ仲間と集まり、活動することを生活に位置付けている暮らし方。

*「インストラクター・ネットワーク」: 指導者の組織。

5 活力創造プロジェクト

(1) 活力ある産業づくり

高付加価値型の農林水産業の育成、地域産業の再構築と新産業の育成、若者・女性・中高年の雇用創造に向けて、起業や新商品の開発・販売支援体制の充実、大洲拠点地区への企業誘致、観光など産業情報ネットワークの充実支援、地域情報産業の育成などを行います。

また、農林水産業の作業サポート等の総合的な支援体制づくりを推進します。

(2) 快適ネットワークづくり

周辺域の活性化と住民や観光客の活発な交流に向けて、地域間道路網の整備を促進するとともに、地域や行政の情報基盤の整備、生涯学習や産業などの情報ネットワークの整備、住民の情報編集・発信能力の向上などを図ります。

(3) 魅力ある見所づくり

成熟時代の魅力ある体験・滞在・反復型観光の推進に向けて、歴史的町並みや大洲城天守閣、坂本龍馬脱藩の道など歴史文化観光の見所づくりの推進、長浜水族館の誘致、体験観光のネットワークづくり、肱川四万十川観光ルートの開発などを図ります。

(4) 食の名物づくり

山・川・海の味の魅力があり、他の産業への波及効果の高い観光を目指し、山・川・海の幸を活用した名物料理づくり、「山・道・まち・海の駅」ネットワークづくり、お菓子通りの整備、自由市などの取組みを促進します。

6 地域の力創造プロジェクト

(1) 住民自治新組織づくり

過疎化が進む中で、各地域における住民組織の活性化を図り、お互いが支えあい地域の伝統文化を継承できるよう、自治組織の見直しなど活力のある住民自治組織づくりを促進します。

(2) 地域コミュニティ拠点づくり

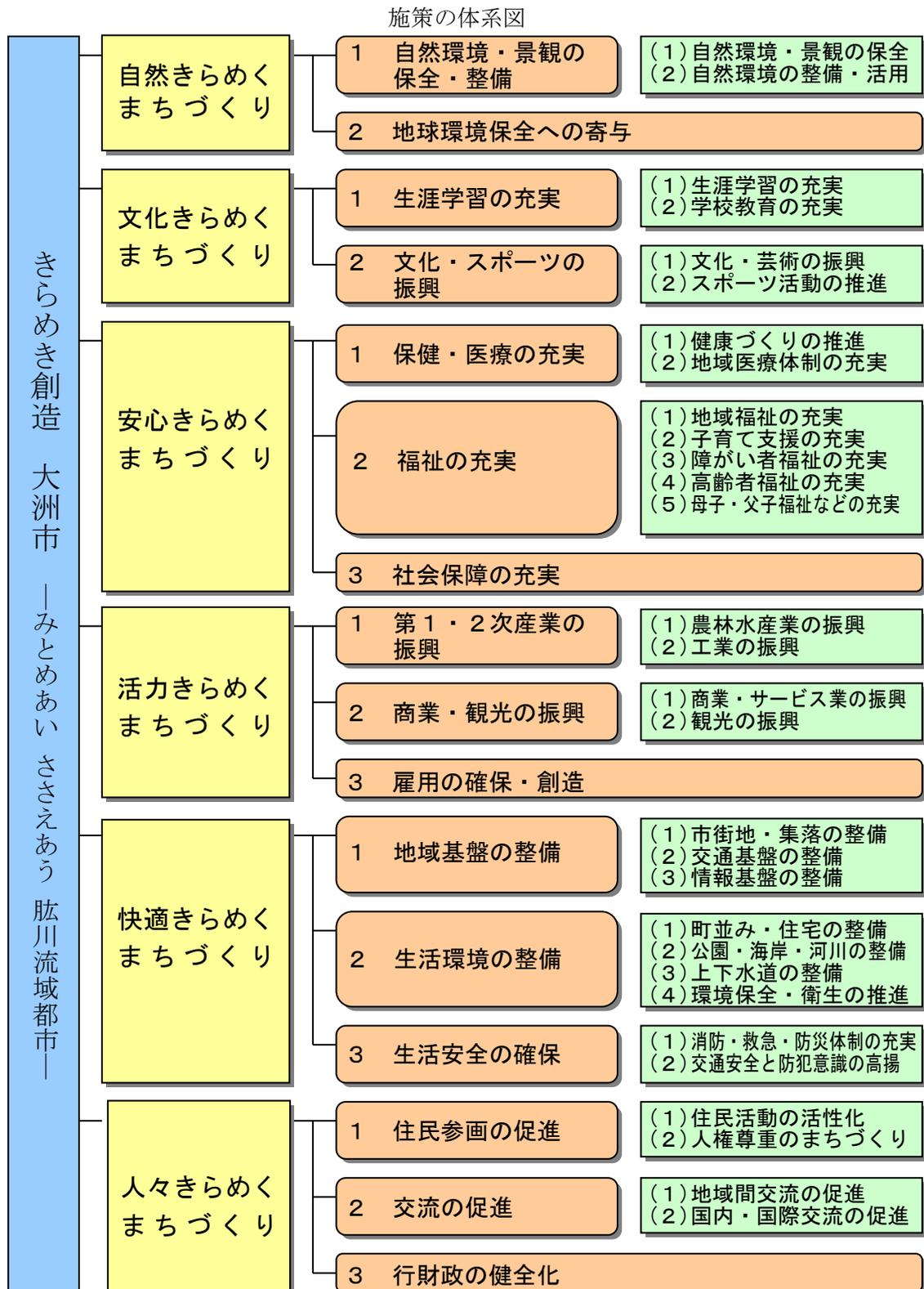
地域コミュニティの活性化に向けて、地域住民の交流や諸活動の拠点としていつも賑わう集会所や公民館の整備を図るとともに、地域イントラネットの活用とコミュニティホームページづくり、地域工房や福祉拠点の整備、既存施設の住民管理による有効活用などを図ります。

(3) 自立支援制度づくり

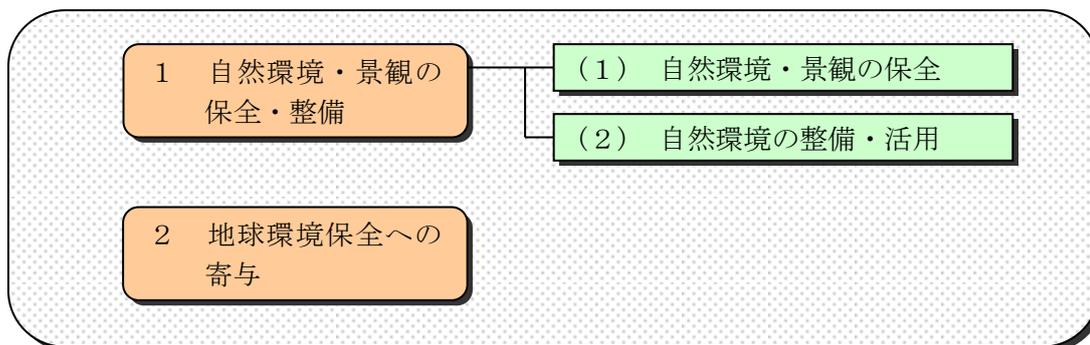
地域コミュニティの活性化に向けて、住民の自主的な活動を支援する「魅力あるコミュニティづくり支援事業」を行います。

第5章 新市の施策

まちづくりの基本目標や重点プロジェクトに対応して、新市における施策の体系を次のとおりとします。



第1節 自然きらめくまちづくり



1 自然環境・景観の保全・整備

(1) 自然環境・景観の保全

豊富な自然環境を次世代に引き継ぎ、うるおいのある生活ができるように、自然豊かな誇れるふるさとづくりを推進するとともに、自然保護に関する意識高揚を図ります。

森林整備を推進することにより水源かん養機能を高め、下水道の整備や合併浄化槽の設置、鹿野川ダム湖の水質改善などにより、一級河川肱川や海などの浄化に努めるとともに、山鳥坂ダムの建設や河川改修などと併せて総合的な水辺環境の保全を図ります。

また、自然堤防や河畔林、鹿野川湖、伊予灘などの水辺の自然景観、里山などの田園風景の保全に努め、地域の自然、歴史、文化などの特徴を生かした地区景観の形成を図ります。

(2) 自然環境の整備・活用

自然に学び親しみ、心身のリフレッシュを図る場として、山・川・海を活用した広場などの整備を行うとともに、自然を体験できるイベントや機会を拡充し、自然環境と調和したレクリエーション機能の充実を図ります。

2 地球環境保全への寄与

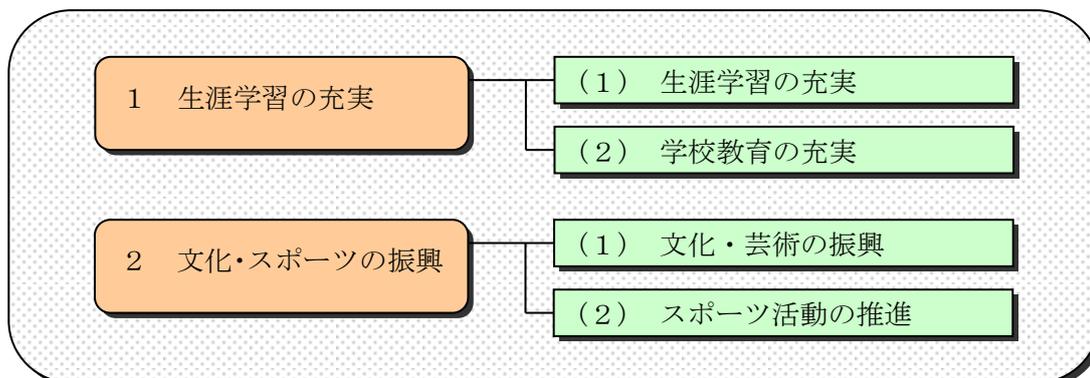
将来にわたり地域や地球の環境保全を図ることができるよう、住民一人ひとりが身近なことから実践できるような環境教育の推進を図ります。また、地域環境の保全が地球環境の保全につながる意識の高揚を図るとともに、地域、家庭、職場、学校などで美化運動や省資源・省エネルギー対策、リサイクル活動などを推進します。

さらに、住民、企業、行政が一体となり、廃棄物の削減や資源の有効利用を進め、循環型社会の実現に向けた取組みを行うとともに、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策への取組みを支援します。

【主要事業】

事業名		事業概要
自然きらめくまちづくり	1 自然環境・景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境計画、環境保全啓発・活動支援 ○ 森林の整備・保全対策 ○ 公共下水道の整備 ○ 合併処理浄化槽の設置促進 ○ 河川改修事業の推進 など
	(2) 自然環境の整備・活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山、川、海の自然資源を活用した公園などの整備 ○ 都市公園の整備 ○ 自然を活用した体験学習の推進 など
	2 地球環境保全への寄与	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境教育の充実 ○ 美化運動の推進 ○ 再生可能エネルギーの利用促進 など

第2節 文化きらめくまちづくり



1 生涯学習の充実

(1) 生涯学習の充実

あらゆる世代の人が、それぞれの生活価値観（ライフスタイル）にあわせて、生涯を通じて学ぶ生涯学習のまちづくりを目指し、情報ネットワークを活用した学習講座などの情報提供、地域活動を通じた社会教育の充実、学習グループや指導者の育成を推進します。

また、学習環境の充実を図るために、図書館、公民館や分館、学校などを生涯学習の地域拠点施設として位置付け、子どもや住民、各種団体が気軽に利用できるように情報提供を行い、情報ネットワークにより施設間の相互利用を促進します。

さらに、空き教室を利用した放課後児童クラブや地域活動への参加などを促進し、様々な体験を通じた人間性豊かな青少年の育成に努めます。

(2) 学校教育の充実

子どもたち一人ひとりの個性を重視した教育を推進し、基礎学力の向上に努めます。学校、家庭、地域が連携し、地域の自然や産業、歴史・文化に学び、様々な体験を通じて生きる力や郷土への誇り、未来への確かな夢を育む教育を推進するとともに、情報化・国際化に対応できるよう教育内容を充実します。

また、少子化に伴う適正な学校区の再編については、新市において地域の実情や特性に応じた検討を行い、老朽化した学校施設や、スクールバスなどについては計画的に整備を行います。

2 文化・スポーツの振興

(1) 文化・芸術の振興

心豊かな文化のかおり高いまちづくりに向けて、住民が気軽に多様な芸術・文化を親しめる拠点施設として、「文化会館」を整備し、幅広い分野の芸術・文化の鑑賞機会の充実を図るとともに、文化活動や文化交流の支援を進めます。

また、文化財の保存・活用に努めるとともに、既存の博物館や資料館などの文化施設や点在する歴史・文化資源を結ぶネットワークを整備し、観光と連携した取組

みを進めます。

さらに、地域の伝統や郷土芸能などを保存・継承し、地域性を活かした文化の創造に努め、誇れる故郷づくりを推進します。

(2) スポーツ活動の推進

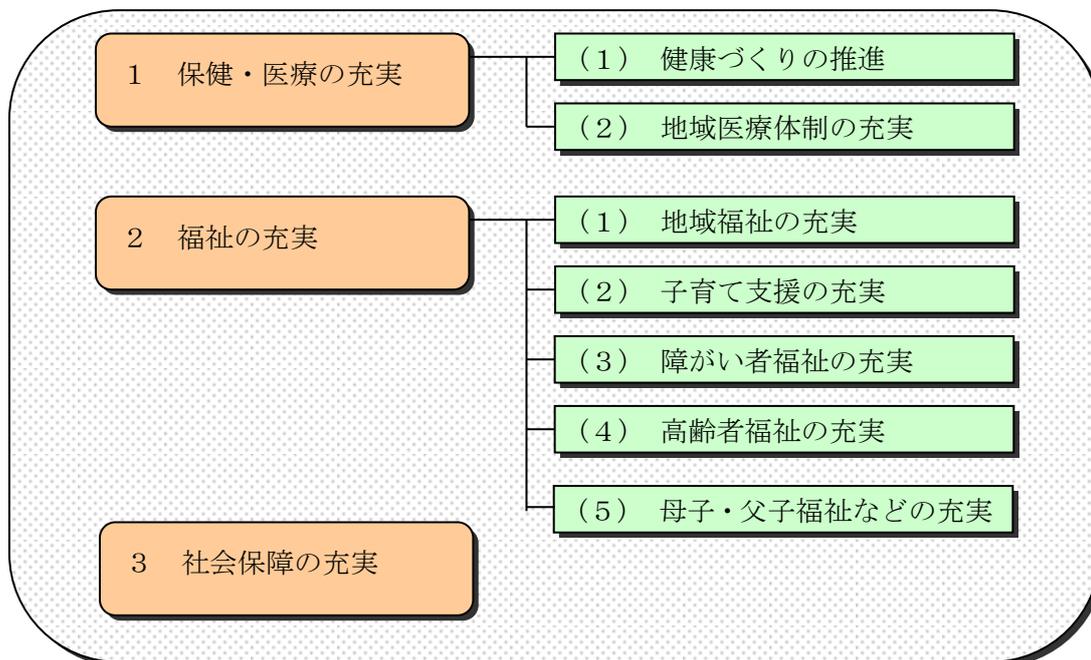
あらゆる世代が健康に暮らし、心身を鍛えることができるように、スポーツ活動を支援するとともに、海水浴やカヌー、サイクリングなど地域の自然を活かしたスポーツ・レクリエーションの取組みや気軽にスポーツを楽しめるような環境整備・活動支援を行い、スポーツイベントなどの充実を図ります。

また、学校施設（運動場・屋内運動場など）を地域のスポーツ施設として開放するとともに、スポーツ団体や指導者などの育成に努めます。

【主要事業】

事業名		事業概要
文化 きらめく まちづくり	1 生涯学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 図書ネットワークの整備 ○ 公民館、分館などの整備 ○ 生涯学習事業の推進、リーダー・団体の育成・支援 ○ 公民館等公共施設ネットワークの整備、相互利用の促進など
	(2) 学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個性を大切にした教育の推進 ○ 生きる力を育む体験活動の推進 ○ 学校・家庭・地域が連携した健全育成活動の推進 ○ 学校施設・教育環境の整備・充実 ○ 校区等の弾力的な運用やスクールバスなどの効率的な運用 ○ 国際理解教育の推進 ○ 情報教育機器の整備など
文化・スポーツの振興	(1) 文化・芸術の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化会館の整備 ○ 文化財の保存・活用、地域の伝統芸能などの保存・継承支援 ○ 文化芸術にふれる機会の充実 ○ 文化施設ネットワークの整備など
	(2) スポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 体育施設の整備 ○ 体験学習（カヌー等）の充実 ○ 指導者や団体の育成 ○ 新市交流スポーツ大会の充実など

第3節 安心きらめくまちづくり



1 保健・医療の充実

(1) 健康づくりの推進

乳幼児から高齢者までの誰もが健やかに暮らせるように、地域の保健センターでの検診や健康相談体制を充実し、病気の予防・早期発見を行い、住民の心身両面の健康づくりを推進します。

また、食生活改善や健康づくりのための運動習慣の確立など健康に関する情報提供を行い、健康に対する意識高揚を図るとともに、医療機関との連携により予防医療を充実します。

(2) 地域医療体制の充実

住民が安心して医療を受けることができるよう初期医療の充実と救急医療体制の確保に向けて、必要な医療資源の確保等に努めます。

2 福祉の充実

(1) 地域福祉の充実

人にやさしく互いに支えあう福祉のまちづくりを目指し、地域のつながりを大切にした地域活動の中で、社会福祉協議会や民生児童委員などと連携した地域福祉活動を促進します。

また、住民の様々な特技を活かした福祉ボランティア活動を支援するとともに、ボランティア活動に関する情報提供を積極的に行い、住民のボランティア活動への参加促進とネットワークづくりを進めます。

さらに、福祉サービスの充実を図るために、福祉・保健・医療における総合的な

相談体制の確立や福祉に携わる人材の確保・育成、社会福祉協議会やその他福祉団体への支援・指導に努めます。

(2) 子育て支援の充実

安心して子どもを産み育てられる地域を目指して、母子保健活動や多様化するニーズに対応した乳児保育、障がい児保育、延長保育、一時保育等の保育サービスや支援体制の充実を図ります。

また、家庭、地域、児童館、学校などが連携して良好な育成環境づくりを行うとともに、放課後児童クラブなど子ども同士が遊びを通して社会性を養う身近な遊び場を提供し、児童の健全育成を図ります。育児サークルや多世代交流など交流機会を充実し、民生児童委員などと連携した子育て相談体制の充実に努めます。

さらに、「大洲市幼稚園・保育所再編計画」を基に保育所待機児童等の諸問題や施設整備に取り組めます。

(3) 障がい者福祉の充実

障がい者が安心して暮らすことができる地域社会の実現のため、障がいがある人もない人もお互いが尊重し支えあう共生社会を目指し、誰もが住み慣れた地域で自立し、誇りを持って生活できるよう、各種サービスや障がい者福祉施策の充実を図ります。

また、障がいのある人が地域で自立した生活ができるよう、情報提供・相談体制の充実や就労支援などを進め、支援の輪を広げていきます。

(4) 高齢者福祉の充実

高齢者が地域で生き生きと暮らせるように、軽スポーツや健康に対する知識の普及に努め、早期発見・早期治療の健康づくりを推進し、老人クラブや地域活動などを通して社会参加や交流機会の充実を図ります。

また、シルバー人材センターの育成・強化により、高齢者が豊かな知識、経験を生かすことができる就労機会の充実を図るとともに、介護を必要とする高齢者が地域で安心して暮らすことができるように在宅福祉サービスの充実を図ります。

さらに、介護保険サービスや介護予防事業の充実を図り、養護老人ホームやグループホーム、高齢者住宅などの老人福祉施設の整備を計画的に行います。

(5) 母子・父子福祉などの充実

すべての住民が自立し安定した生活を送ることができるように、母子・父子家庭への支援制度や民生児童委員などと連携した相談体制や母子会などを通じた交流機会の充実を図り、職業安定所などと連携した就労斡旋を進めます。

また、低所得者に対して生活保護制度の適正な運用と相談・指導体制の充実を図り、就業機会の確保など自立意識の啓発に努めます。

3 社会保障の充実

国民年金制度についての情報提供や相談体制の充実に努め、対象者に対する加入・納付を促進し、国民年金制度の安定化を図ります。

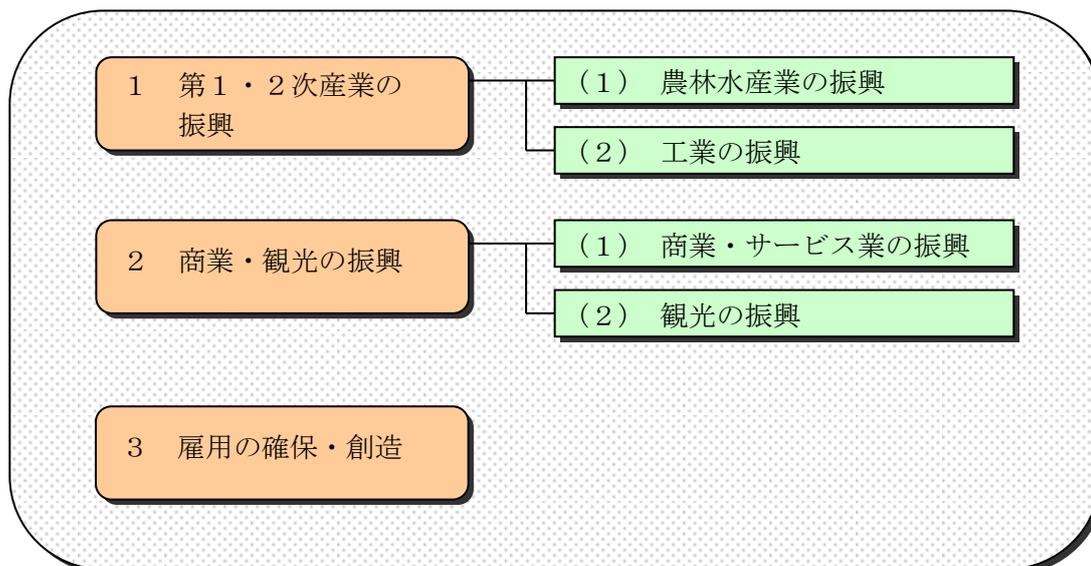
また、健診の受診率向上による疾病の早期発見・早期治療や健康づくり事業を充実し、レセプト点検の強化、被保険者に対する医療費通知やジェネリック医薬品の普及活動などを通して医療の適正化を図り、医療費抑制による国民健康保険制度の安定化とサービスの充実を図ります。

さらに、介護保険や介護予防サービスの充実・適正化などによる介護保険財政の健全化を図ります。

【主要事業】

事業名		事業概要
安心きらめくまちづくり	1 保健・医療の充実	(1) 健康づくりの推進 ○ 各種検診の充実 ○ 疾病予防教室等の実施 ○ 健康スポーツ活動の推進 など
		(2) 地域医療体制の充実 ○ 医療設備の充実 ○ 医療費助成制度の運用 ○ 地域医療の充実 ○ 保健・医療の相談窓口の設置 ○ 救急搬送体制の充実 など
	2 福祉の充実	(1) 地域福祉の充実 ○ 民生児童委員による訪問相談活動の充実 ○ ボランティア活動支援 ○ 社会福祉施設整備への助成 など
		(2) 子育て支援の充実 ○ 認定こども園、保育所の整備 ○ 障がい児・一時・延長保育などの充実 ○ 育児サークルの支援 ○ 子育て相談窓口の充実 など
		(3) 障がい者福祉の充実 ○ 障がい者福祉施設の整備 ○ 障がい者居宅・施設生活支援の充実 ○ 支援センターなど相談窓口の充実 ○ 地域・文化活動等への参加による交流機会の拡大 など
		(4) 高齢者福祉の充実 ○ 高齢者福祉計画の策定 ○ 高齢者福祉施設の整備 ○ 介護予防事業の充実 ○ シルバー人材センターの充実 ○ 地域老人クラブの育成 など
		(5) 母子・父子福祉などの充実 ○ 相談体制、相互交流の充実 ○ 母子・父子家庭への支援 ○ 生活保護制度の適正な運用 など
	3 社会保障の充実	○ 国民年金制度の充実 ○ 国民健康保険事業の充実 ○ 介護保険サービスの充実・適正化 など

第4節 活力きらめくまちづくり



1 第1・2次産業の振興

(1) 農林水産業の振興

山・川・海を有する新市では、地域特有の多様な農林水産物の産地として、消費者の多様化するニーズに対応するために、意欲のある担い手や農業生産法人の育成と生産基盤の整備充実を図り、農林水産物のブランド化や魅力ある加工品の開発などを推進します。

農林水産業への魅力を高め、地域で生産される農林水産物を加工等によって付加価値を付け、消費拡大と販路開拓による生産者の所得向上や地域の雇用創出を図るため、生産者が自ら取り組む6次産業化や商工業者と連携して取り組む農商工連携を支援します。

① 農業

生産性の高い農業経営を実現するために、地域条件に合わせた農道整備や土地改良事業を進め、優良農地の保全や遊休農地の有効利用を促進します。

また、有機農法や低・無農薬の環境保全型農業を推進するとともに、安全でおいしい農産物づくりの取組みを進めます。

さらに、消費者に直結した販売経路の拡大や地産地消の取組みを行うとともに、都市との交流や観光と連携した活性化策を推進します。

② 林業

豊富な森林資源の活用と効率的な林業経営を実現するために、林道や作業道を計画的に整備し、担い手の確保・育成と機械化による生産性の向上を図ります。

また、適地適木による植林や間伐などを推進し、優良材や良質なしいたけなどの生産に努めます。

さらに、保安林の適正な配備を進め、林地の無秩序な開発を規制するとともに、森林が持つ水源かん養などの多面的機能の維持・増進を図ります。

③ 水産業

つくり育てる漁業を実現するために、魚礁・築いその設置など豊かな漁場の整

備を進めるとともに、生産基盤である漁業関連施設の整備を図り、漁業経営の安定化・近代化を促進します。

また、観光と連携した体験漁業やイベントなどの取組みを推進し、加工品の開発など水産業の振興策を展開します。

(2) 工業の振興

地域の特性を活かし、農林水産業や観光と連携した新商品や特産品の開発、起業などへの支援を行うとともに、製造・販売の効率化や中小企業に対する融資など地場産業への支援充実を図ります。

また、大洲拠点地区や晴海・拓海工業団地への企業誘致を促進するために、新市の宣伝活動や積極的な情報提供を図り、時代に対応した支援策などを検討します。

2 商業・観光の振興

(1) 商業・サービス業の振興

賑わいと活気のあるまちづくりを目指し、住民生活に密着し、魅力的な店づくりを進め、農林水産業や観光との連携強化により商業の振興を図ります。

また、既存商店街の活性化のために、空店舗などの有効活用や駐車場の確保などの活性化・近代化事業を推進するとともに、スタンプ事業などの振興策を支援します。

さらに、「山・道・まち・海の駅」の整備・充実を図るとともに、地域情報産業や健康・医療・福祉産業の振興などを図ります。

(2) 観光の振興

体験・滞在・反復型の観光地づくりを目指し、豊富な山・川・海の幸など食の魅力を高めるとともに、カヌーなどを利用した自然体験観光やグリーン・ツーリズムなど農林水産業と連携した体験型観光を推進し、歴史的町並みや大洲城天守閣、龍馬脱藩の道、温泉などを活かした新市における観光ルートを確立します。

また、きめ細かな観光情報の提供や「山・道・まち・海の駅」など地域の観光拠点施設を中心に歩行者道路や駐車場の整備を進め、新市の観光ネットワークづくりなど、観光基盤の整備・充実を図ります。

3 雇用の確保・創造

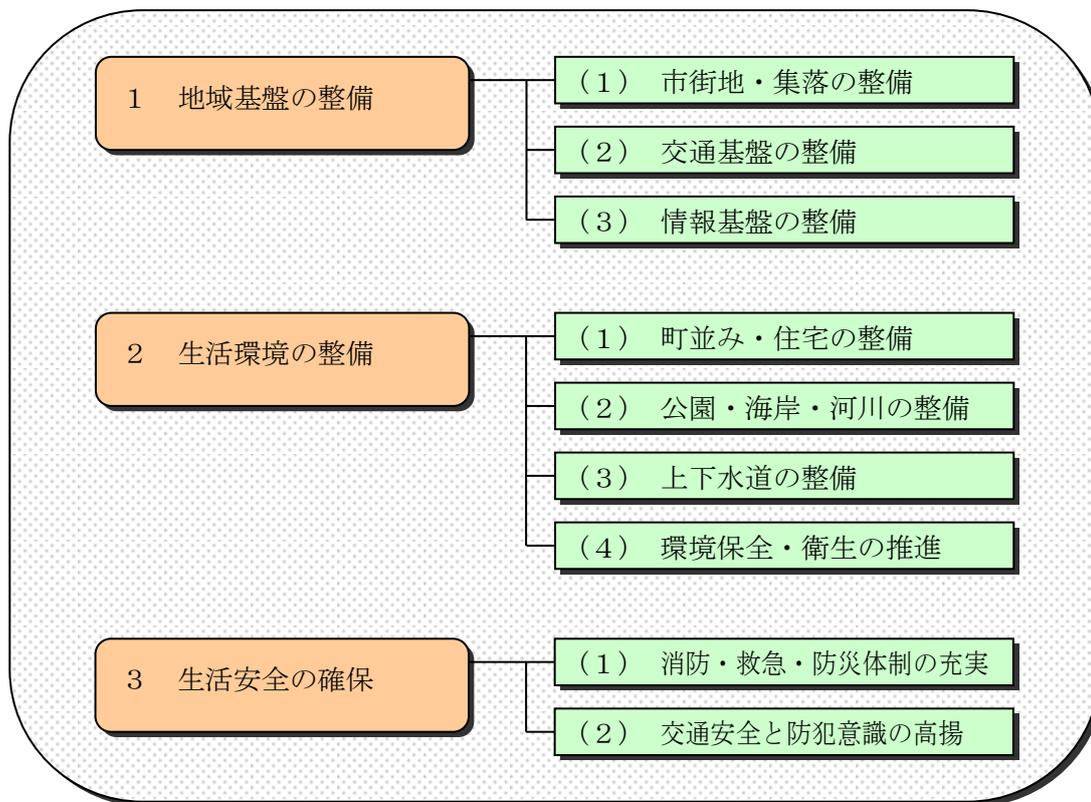
地域の特性を活かした企業誘致を図るとともに、若者や女性、退職者や高齢者などの雇用確保に向けて、起業への支援や農林水産物加工などの「地域工房」の育成を図ります。

また、生活密着型の商業・サービス業や情報産業などの小事務所・自宅事務所（S O H O）の起業支援、福祉などの特定非営利活動法人（N P O）の立ち上げ支援など、雇用創造の積極的な取組みを進めます。

【主要事業】

事業名		事業概要	
活 力 き ら め く ま ち づ く り	1 第 1 ・ 2 次 産 業 の 振 興	(1) 農林水産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産業振興施設の整備 ○ 特産品等の開発支援 ○ 各種団体の育成・支援 ○ 農林道の整備 ○ 漁業基盤の整備 ○ 地産地消や農林水産業の各種振興など
		(2) 工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ 融資制度の充実 ○ 工場誘致の促進 ○ 工業用地基盤整備 ○ 工業団地用地取得助成など
	2 商 業 ・ 観 光 の 振 興	(1) 商業・サービス業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中心市街地の活性化事業 ○ 空き店舗の有効活用の推進 ○ 商店街振興事業（スタンプ事業など）への支援など
		(2) 観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山、道、まち、海の駅の整備 ○ 町並み景観保全 ○ 温泉など地域資源を活用した施設の整備 ○ 観光イベントの充実 ○ 観光宣伝（観光マップ作成等）など
	3	雇用の確保・創造	<ul style="list-style-type: none"> ○ U J I ターン希望者への情報提供・窓口設置 ○ 起業への融資制度の拡充 ○ 企業誘致の促進など

第5節 快適きらめくまちづくり



1 地域基盤の整備

(1) 市街地・集落の整備

圏域中核拠点となる魅力あるまちづくりを目指し、都市計画マスタープランに基づき、中心市街地の計画的な整備充実を図るとともに、大洲拠点地区などの新市街地や長浜港内港部の計画的な開発、長浜・肱川・河辺地域中核拠点の整備などを図ります。

また、快適な農山漁村集落の実現に向けて、各地域の公民館や集会所、小学校などを中心に、地域コミュニティ活動の促進を図りながら、集落の環境整備や若者定住拠点の整備を図ります。

なお、山鳥坂ダムの建設に伴い生産機能や生活環境に著しい影響を受ける水源地域については、生活の安定や地域活性化のための整備などを図ります。

(2) 交通基盤の整備

四国西南地域の玄関口に位置する圏域中核拠点としての都市機能向上に向けて、四国縦貫・横断自動車道や国道56号などの広域交通網の整備を促進するとともに、地域間幹線道路の国道197号や主要地方道小田河辺大洲線、大洲長浜線・長浜中村線などの整備を促進し、肱川流域連携軸の強化による地域間の連携機能の向上を図ります。

さらに、地域の生活基盤である生活道路網の整備・改良を計画的に行い、道路里

親制度など地域に密着した道路管理の手法などについても検討します。

新市の一体化と交通利便性の向上を目指し、鉄道・バスや海上交通の維持・確保を図るとともに、福祉バスやスクールバスを含めた総合的な地域交通網の検討を行います。

また、船舶を利用した国内外の物流に対応するため、長浜港の港湾機能の拡充を図ります。

(3) 情報基盤の整備

高度情報化時代に対応し、地域イントラネット事業による公共施設を結ぶ光ファイバー網の活用及びその他の高速ブロードバンド網の整備により、多様な情報提供を行い、地域における情報格差是正に努めます。

さらに、生活利便性を向上するための高度情報関連事業を推進します。

2 生活環境の整備

(1) 町並み・住宅の整備

歴史やうらおいのある魅力的なまちづくりに向けて、景観条例の運用や歴史的町並みの保全など市街地景観や自然豊かな集落景観の保全・整備を促進し、屋外広告物の規制や建築デザインの誘導、花いっぱい運動の推進などを図ります。

また、若者の定住や安全で快適な住まいづくりに向け、住宅地の新規開発や空き家の有効活用を図り、公営住宅の計画的な整備などを図るとともに、高齢者や障がい者に配慮した住宅づくり、地域林業と連携した地元材を利用した家づくりなど良好な住環境の整備を推進します。

(2) 公園・海岸・河川の整備

うらおいのある安全な生活環境の整備に向けて、都市公園や地域特性を活かした身近な公園・広場・緑地の整備・充実を図るとともに、公共・公益施設などの緑化を促進します。

また、安全な居住環境を確保するために、山鳥坂ダムの建設、海岸や河川改修を積極的に促進し、防災機能の向上を図るとともに、自然環境に配慮した整備を推進します。

(3) 上下水道の整備

水道水の安定供給を目指し、老朽管の計画的な更新や、大規模災害による長期断水を防ぐために、水道施設の耐震化を推進します。

また、快適な生活の確保と河川や海の水質改善に向けて、公共下水道の整備を進めるとともに、合併処理浄化槽の設置を促進します。

(4) 環境保全・衛生の推進

快適で安全な循環型社会の実現に向けて、分別収集の徹底やごみ処理施設の更新等を進め、ごみの減量化・再利用・再生利用などの適切な処理を行うとともに、不

法投棄の防止や環境美化活動を推進します。

また、斎場などの施設については、日常的な維持管理に努め、地域の実情に応じて適正な配置を検討します。

3 生活安全の確保

(1) 消防・救急・防災体制の充実

住民の生命と財産を守るために、必要に応じて地域防災計画を見直しながら、常備消防の強化と地域消防団の維持・確保、救急医療体制の整備を図るとともに、水害や土砂災害、大規模地震などに対する防災対策の充実を図ります。

また、自主防災組織の育成・支援や大規模災害時の情報提供、救助、初期消火、避難などの初動体制を強化し、啓発活動により防災意識の高揚に努めます。

(2) 交通安全と防犯意識の高揚

交通事故や犯罪被害の少ない安全な住民社会の構築を目指し、道路改良や交通安全施設の整備を充実するとともに、積極的な防犯教育や広報活動を実施し、住民の交通安全や防犯意識の高揚を図ります。

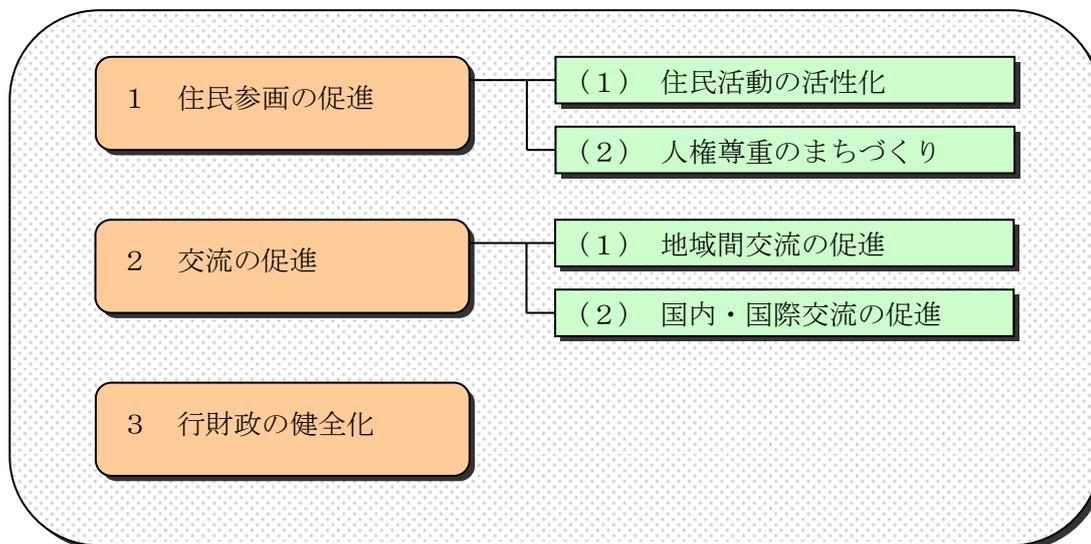
また、県や消費団体などと連携し、経済社会の変化に対応した消費者教育を幅広く進め、消費者被害などの情報の提供、相談体制の整備などを図ります。

【主要事業】

事業名		事業概要
1 地域基盤の整備	(1) 市街地・集落の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市計画マスタープランの見直し ○ 土地区画整理事業の推進 ○ 大洲拠点地区基盤整備事業 ○ 第三次開発事業 ○ 集落環境の整備充実 ○ 土砂災害対策の推進 ○ 治水対策の推進 など
	(2) 交通基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幹線道路の整備推進 ○ 都市計画道路の整備 ○ 市道の整備 ○ 市道維持管理 ○ 生活道の整備 ○ バス路線の維持・確保 ○ 離島航路の維持 ○ 長浜港の改修 など
	(3) 情報基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域情報基盤整備事業（イントラネット拡充・各種システム） ○ 高速ブロードバンド網の整備（市内全域） ○ IT講習会の開催 など
2 生活環境の整備	(1) 町並み・住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公営住宅や定住・高齢者住宅の整備 ○ 宅地の造成 ○ 空き家の有効活用 など
	(2) 公園・海岸・河川の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市公園の整備 ○ 多目的広場などの整備 ○ 鹿野川ダム湖周辺の整備 ○ 河川改修事業の推進 ○ 肱川減災対策の推進 など
	(3) 上下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上水道の整備 ○ 飲料水供給施設の整備 ○ 公共下水道の整備 ○ 合併処理浄化槽の設置促進 など
	(4) 環境保全・衛生の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの減量化と再利用・再生利用の促進 ○ 環境美化活動の推進 ○ ごみ処理施設の更新等 など

3 生活安全の確保	(1) 消防・救急・防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危機管理体制の充実 ○ 高潮・津波対策の推進 ○ 治水対策の推進 ○ 消防施設整備事業 ○ 消防組織の充実・支援 ○ 消防・救急・救助体制の充実・強化 ○ 防災行政無線の整備 など
	(2) 交通安全と防犯意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全施設の整備 ○ 交通安全意識・防犯意識の高揚 ○ 消費者からの苦情・相談体制の充実 など

第6節 人々きらめくまちづくり



1 住民参画の促進

(1) 住民活動の活性化

住民が自立した活力のあるまちを目指し、行政情報の公開と各種計画立案への住民参画を進めるとともに、地区の小学校や公民館、集会所などを拠点にした地域コミュニティ活動やボランティア活動などの活性化を図ります。

また、世代や活動領域をこえた相互交流を促進し、地域づくりのリーダーなどの人材の発掘・養成に努めます。

さらに、年々希薄化する地域コミュニティを維持・存続させていくために、地域に住民交流施設などの整備を促進します。

(2) 人権尊重のまちづくり

すべての住民の人権が尊重され、生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、人権教育・人権啓発活動などを推進するとともに、人権擁護の相談体制の充実に努めます。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、男女の固定的な役割分担意識の是正や慣習の見直しなどの啓発活動を充実し、住民の意識高揚を図るとともに、男女の均等な雇用機会と待遇の確保など女性の労働条件の向上に努めます。

2 交流の促進

(1) 地域間交流の促進

地域の未来を担う子どもたちの総合交流施設を文化会館の中に整備し、子どもの企画によるイベントの実施を図ります。また、新市の一体化を醸成するために、新市発足の周年イベントを実施し、スポーツや芸術・文化活動、祭りなどを充実させ、地域間の活発な交流を促進します。

(2) 国内・国際交流の促進

国内交流活動を充実し、他市町村との連携により新市や特産品のPR活動を積極的に推進します。

国際化時代を迎え、幅広い分野における国際交流活動を展開するとともに、各種団体を中心とした交流活動や国際貢献活動を支援します。

また、国際感覚豊かな人材を育成するために国際理解教育の充実を図り、観光ガイドやホームステイの受入などのボランティア活動の育成・充実を促進します。

3 行財政の健全化

行財政運営の健全化のために、安定した自主財源の確保を図るとともに、長期財政計画に基づき、国・県事業の積極的な導入、地方債の有効活用、基金の造成と効果的な運用、経常経費の抑制など、財政運営の効率化に努めます。

また、行政組織・機構や施設配置の見直しに合わせた庁舎整備の検討、行政情報化と庁内連携の強化、職員の専門的技術力の向上、住民や事業者による施設管理・運営などを図ります。

さらに、公共施設等総合管理計画に基づき計画的に公共施設等の更新・複合化・統廃合・長寿命化などを行うことで、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設の最適な配置を実現し、休廃止している公共施設等については取壊しを進めます。

【主要事業】

事業名		事業概要
人々きらめくまちづくり	1 住民参画の促進	(1) 住民活動の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民自治組織の育成 ○ 地域交流拠点施設の整備 ○ 集会所の整備支援 ○ ボランティア・NPO活動の支援・育成 ○ 行政への住民参画の推進 ○ 広報誌・各種刊行物の充実 ○ コミュニティ・まちづくり活動助成 ○ 自治会活動の支援 など
		(2) 人権尊重のまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ○ 人権教育啓発活動の推進 ○ 男女共同参画プランの策定 ○ 男女共同参画啓発活動の推進 など
	2 交流の促進	(1) 地域間交流の促進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 新市発足周年イベントの実施 ○ 地域間交流の場づくり ○ 祭り、イベントの充実 ○ 子どもの総合交流施設の整備（文化会館内） など
		(2) 国内・国際交流の促進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 連携PR活動の推進 ○ 国際交流事業（中学生海外派遣事業等）の推進 ○ 国際交流支援団体の育成 など
	3 行財政の健全化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員適正化計画の策定 ○ 自治体クラウドの導入 ○ 職員研修の充実と専門職員の育成 ○ 長期財政計画の策定 ○ 基金の造成 ○ 庁舎の整備 ○ 公共施設等の更新・複合化・統廃合・長寿命化 ○ 休廃止公共施設等の取壊し など	

第6章 新市建設における国・県事業の推進

新市の将来像を実現するために、愛媛県と連携・協力して以下の施策を推進していきます。なお、山鳥坂ダム建設や一級河川肱川の河川改修などの国の事業についても関係機関に推進を働きかけていきます。

愛媛県事業

施策名	事業名	事業箇所
自然 きらめく まちづくり	民有林治山補助事業 農山漁村地域整備交付金事業	長浜町今坊 河辺町三嶋
活力 きらめく まちづくり	中山間地域総合農地防災事業 中山間地域総合整備事業 農業用水路等長寿命化・防災減災事業 震災対策農業水利施設整備事業 農地中間管理機構関連農地整備事業 森林環境保全整備事業（林道河辺野村線）	大洲地域 肱川地域、河辺地域 東大洲 八多喜町 野佐来 河辺地域
快適 きらめく まちづくり	（交通基盤関連事業） 国道197号地域高規格道路大洲・八幡浜自動車道整備事業（夜昼道路） 国道197号地域高規格道路大洲・八幡浜自動車道整備事業（大洲西道路） 一般国道441号道路改築事業 主要地方道大洲長浜線交通安全施設等整備事業 主要地方道長浜保内線地震防災関連道路緊急整備事業 主要地方道肱川公園線地震防災関連道路緊急整備事業 主要地方道野村柳谷線生活道路改良整備事業 主要地方道長浜中村線道路改築事業 主要地方道長浜中村線交通安全施設等整備事業 主要地方道長浜中村線防災・安全交付金事業 主要地方道大洲野村線生活道路改良整備事業 主要地方道大洲野村線地震防災関連道路緊急整備事業 主要地方道串内子線地震防災関連道路緊急整備事業 主要地方道小田河辺大洲線道路改築事業 主要地方道小田河辺大洲線生活道路改良整備事業 主要地方道小田河辺大洲線地震防災関連道路緊急整備事業 主要地方道内子河辺野村線道路改築事業 一般県道柳沢新谷停車場線地震防災関連道路緊急整備事業 一般県道菅田五郎停車場線生活道路改良整備事業	平野町野田 北只、平野町野田 松尾、梅川 長浜、長浜町下須戒 豊茂 肱川町宇和川、肱川町山鳥坂 肱川町中津 五郎、多田、長浜町沖浦 長浜町下須戒 多田 菅田町大竹、森山、蔵川 森山 田処、喜多山 肱川町山鳥坂 肱川町山鳥坂、河辺町北平 河辺町三嶋 河辺町横山 柳沢、喜多山 五郎

	<p>一般県道大洲保内線生活道路改良整備事業 一般県道野佐来八幡浜線生活道路改良整備事業 一般県道野佐来八幡浜線地震防災関連道路緊急整備事業 一般県道河辺小田線地震防災関連道路緊急整備事業 一般県道瀬田八多喜停車場線交通安全一種事業 一般県道瀬田八多喜停車場線生活道路改良整備事業 一般県道瀬田八多喜停車場線地震防災関連道路緊急整備事業 一般県道蔵川大谷線生活道路改良整備事業 一般県道蔵川大谷線地震防災関連道路緊急整備事業 一般県道山鳥坂名荷谷線生活道路改良整備事業 長浜港港湾改修事業 海岸局部改良事業</p> <p>(河川・治水・防災関連事業) 一級河川肱川(下流)広域河川改修事業</p> <p>一級河川肱川(下流)河川激甚災害対策特別緊急事業 急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>地すべり対策事業</p> <p>通常砂防事業</p>	<p>平野町平地 野佐来 野佐来</p> <p>河辺町川崎</p> <p>八多喜町 上須戒 上須戒</p> <p>肱川町大谷 肱川町大谷</p> <p>肱川町名荷谷 長浜 長浜</p> <p>菅田町菅田、菅田町 大竹 阿蔵、西大洲</p> <p>西大洲、阿蔵、田口、 平野町平地、黒木、 菅田町宇津、菅田町 大竹、新谷、春賀、 多田、長浜町櫛生、 肱川町宇和川、肱川 町山鳥坂、河辺町北 平</p> <p>恋木、東宇山、八多 喜町、手成、長浜町 黒田、長浜町今坊、 長浜町穂積、豊茂、 河辺町植松、河辺町 川崎</p> <p>五郎、平野町平地、 新谷、春賀、河辺町 北平</p>
--	--	--

国事業

施策名	事業名	事業箇所
快適 きらめく まちづくり	(交通基盤関連事業) 主要地方道小田河辺大洲線道路整備事業 (ダム付替え) 国道56号肱川橋橋梁架替事業 国道56号大洲交差点改良事業 (河川関連事業) 直轄河川災害関連緊急事業 河川激甚災害対策特別緊急事業 一級河川肱川直轄河川改修事業 山鳥坂ダム建設事業	肱川町山鳥坂 大洲～中村 大洲 肱川河口～柚木・如法寺 肱川町山鳥坂

第7章 公共施設の統合整備

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を配慮しながら、逐次検討・整備を進めていくことを基本とします。

なお、合併に伴い支所となる旧役場庁舎等については、住民窓口サービスの低下を招かないよう、地域イントラネットの活用など職員の事務の効率化により、必要な機能の確保を図ります。

さらに、公共施設等総合管理計画に基づき計画的に公共施設等の更新・複合化・統廃合・長寿命化などを行うことで、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設の最適な配置を実現し、休廃止している公共施設等については、取壊しを進めます。

第8章 新市の財政計画

1 前提条件

財政計画は、新市における合併後20年間（平成17年度から令和6年度まで）の財政運営の指針として、堅実かつ健全な財政運営を行うことを基本に、現況及び過去の実績などから新市としての歳入・歳出の項目ごとに普通会計ベースで策定しました。

合併によって期待される歳出の削減効果や、住民サービスの維持、向上などに必要な経費について反映させるとともに、合併特例債や地方交付税など国の財政支援措置についても考慮しています。

なお、合併による国の財政支援措置以外は現行の行財政制度を基本として策定しています。歳入・歳出額の検討における主な条件は、次のとおりです。

(1) 歳入

① 地方税

地方税については、過去の実績や今後の経済見通しを踏まえて現行税制度を基本に推計しています。

② 地方交付税

地方交付税については、過去の実績や今後の経済見通し、合併による算定の特例（合併算定替）などを踏まえて推計しています。

③ 国庫支出金・県支出金

国・県支出金については、過去の実績や歳出との連動を考慮して推計しています。

④ 地方債

地方債については、交付税措置率の高い有利な事業債を優先的に活用するとともに、過去の実績を踏まえて推計しています。

(2) 歳出

① 人件費

人件費については、定員適正化計画による職員数の増減を反映し推計しています。

② 物件費

物件費については、過去の実績等を踏まえて推計しています。

③ 扶助費

扶助費については、過去の実績等を踏まえて推計しています。

④ 補助費等

補助費等については、過去の実績等を踏まえて推計しています。

⑤ 公債費

公債費については、過去の借り入れに対する償還予定額に、今後の新たな借り入れに伴う償還見込額を加えて推計しています。

⑥ 積立金

積立金については、過去の実績や今後の基金造成による積立を踏まえて推計しています。

⑦ 繰出金

繰出金については、過去の実績等を踏まえて推計しています。

⑧ 普通建設事業費

普通建設事業費については、過去の実績等を踏まえ新市建設計画及び総合計画に位置付ける事業費及びその他の普通建設事業費を見込んでいます。

参 考

本地域(1市2町1村)の普通会計決算額等の近年における推移は以下のとおりです。

		大洲市	長浜町	肱川町	河辺村	地域計
歳入総額 (百万円)	平成12年度	18,304	7,453	4,142	2,420	32,319
	平成13年度	17,811	6,877	4,020	2,338	31,046
	平成14年度	17,038	5,880	3,324	2,115	28,357
歳出総額 (百万円)	平成12年度	17,511	7,174	3,826	2,254	30,765
	平成13年度	17,080	6,584	3,776	2,211	29,651
	平成14年度	16,342	5,626	3,120	2,042	27,130
経常収支比率 (%)	平成12年度	78.2	83.6	86.1	84.2	-
	平成13年度	83.4	85.7	86.4	86.3	-
	平成14年度	82.0	89.6	87.0	89.7	-
財政力指数 (3ヵ年平均)	平成12年度	0.429	0.237	0.136	0.083	-
	平成13年度	0.412	0.243	0.136	0.087	-
	平成14年度	0.408	0.250	0.136	0.091	-
起債制限比率 (3ヵ年平均) (%)	平成12年度	9.9	13.2	13.4	10.2	-
	平成13年度	10.4	13.0	13.4	10.7	-
	平成14年度	11.1	13.5	12.8	12.6	-

資料：地方財政状況調査

2 財政計画

(1) 歳入

(単位：百万円)

区分	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
地方税	4,449	4,391	4,731	4,702	4,543	4,446	4,459	4,404	4,479	4,595	4,502	4,495	4,528	4,343	4,147
地方譲与税	690	834	497	479	450	438	428	405	388	370	387	384	384	388	436
利子割交付金	27	20	27	27	22	19	16	14	14	13	12	7	10	10	12
配当割交付金	11	16	21	7	6	7	8	7	16	29	23	14	20	16	14
株式等譲渡所得割交付金	17	15	13	4	3	3	2	2	25	19	23	10	22	13	16
地方消費税交付金	487	499	485	442	450	450	431	421	417	505	876	772	786	826	805
ゴルフ場利用税交付金	13	12	11	12	12	11	11	10	10	10	10	8	7	7	7
自動車取得税交付金	196	216	197	176	107	92	81	100	88	45	60	74	95	100	62
自動車税環境性能割交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31
地方特例交付金	115	109	36	66	83	119	105	16	13	12	13	14	15	18	55
地方交付税	10,931	10,329	10,175	10,560	10,882	11,339	11,363	11,221	11,097	10,805	10,683	10,338	9,979	10,538	10,405
普通交付税	9,273	8,789	8,729	9,100	9,378	9,738	9,754	9,604	9,479	9,197	9,072	8,777	8,455	8,212	8,729
特別交付税	1,658	1,540	1,446	1,460	1,504	1,601	1,609	1,617	1,618	1,608	1,611	1,561	1,524	2,326	1,676
交通安全対策特別交付金	11	12	12	10	10	9	9	9	8	7	8	8	7	6	8
分担金及び負担金	219	200	240	273	274	309	340	372	356	371	363	401	400	395	365
使用料及び手数料	636	637	607	615	599	555	559	545	546	551	526	474	463	447	451
国庫支出金	1,657	1,121	1,261	1,343	3,205	2,679	2,536	2,195	2,147	2,251	2,366	2,527	2,616	4,801	5,741
県支出金	1,365	1,173	1,172	1,259	1,340	1,882	1,603	1,302	1,344	1,359	1,405	1,657	1,537	3,684	1,815
財産収入	74	195	106	537	114	90	72	34	34	59	72	351	54	52	40
寄附金	15	1	0	3	1	1	102	2	11	4	7	38	30	148	40
繰入金	21	318	405	320	552	165	57	76	30	24	102	98	79	601	634
繰越金	1,326	1,098	839	409	1,261	1,798	2,618	2,519	1,665	1,387	1,371	1,862	2,005	2,071	2,325
諸収入	497	585	437	623	415	419	453	375	361	403	341	445	382	632	630
地方債	2,497	3,779	1,923	2,262	2,024	2,642	2,744	2,810	1,958	1,946	2,526	2,065	2,501	5,587	5,532
歳入合計	25,254	25,560	23,195	24,129	26,353	27,473	27,997	26,839	25,007	24,765	25,676	26,042	25,920	34,683	33,571

(単位：百万円)

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	計
地方税	4,412	4,396	4,417	4,437	4,419	89,295
地方譲与税	436	436	451	451	451	9,183
利子割交付金	12	12	12	12	12	310
配当割交付金	14	14	14	14	14	285
株式等譲渡所得割交付金	16	16	16	16	16	267
地方消費税交付金	864	864	864	864	864	12,972
ゴルフ場利用税交付金	7	7	7	7	7	186
自動車取得税交付金	50	50	50	50	50	1,939
自動車税環境性能割交付金	56	56	56	56	56	311
地方特例交付金	55	55	55	55	55	1,064
地方交付税	10,137	10,765	11,033	11,346	11,075	215,001
普通交付税	8,461	9,089	9,357	9,670	9,399	182,262
特別交付税	1,676	1,676	1,676	1,676	1,676	32,739
交通安全対策特別交付金	8	8	8	8	8	174
分担金及び負担金	365	365	365	365	365	6,703
使用料及び手数料	508	508	508	508	508	10,751
国庫支出金	2,893	2,550	2,397	2,418	2,372	51,076
県支出金	1,311	1,317	1,323	1,430	1,419	30,697
財産収入	40	40	40	40	40	2,084
寄附金	40	40	40	40	40	603
繰入金	587	259	58	108	458	4,952
繰越金	2,000	1,634	1,403	1,321	1,581	32,493
諸収入	385	385	385	385	385	8,923
地方債	4,098	2,697	3,383	3,017	2,080	58,071
歳入合計	28,294	26,474	26,885	26,948	26,275	537,340

(2) 歳出

(単位：百万円)

区分	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
人件費	5,319	5,185	5,065	4,877	4,790	4,595	4,530	4,340	4,204	4,199	4,017	3,992	4,031	4,022	3,947
物件費	2,986	2,812	2,890	2,630	2,900	2,918	3,268	3,117	3,246	3,413	3,607	3,807	3,761	7,031	3,829
維持補修費	243	195	153	151	299	237	237	183	258	307	333	267	271	205	274
扶助費	1,944	1,919	2,039	2,201	2,298	2,883	3,013	3,033	3,106	3,345	3,231	3,520	3,697	3,846	4,134
補助費等	2,602	2,862	2,549	2,480	3,468	2,872	2,691	2,595	2,668	2,554	3,156	2,951	3,287	4,436	3,786
公債費	4,742	4,817	4,767	4,538	4,842	4,196	3,864	3,632	3,503	3,141	2,992	2,895	2,601	2,391	2,620
積立金	2	4	18	209	407	915	1,604	1,304	1,004	506	60	473	87	124	104
投資及び出資金・貸付金	165	175	152	256	147	147	148	144	144	145	145	141	140	172	151
繰出金	2,114	2,096	2,258	2,182	2,347	2,330	2,375	2,360	2,459	2,531	2,730	2,709	2,654	2,619	3,167
普通建設事業費	3,292	4,495	2,827	3,344	3,050	3,734	3,689	4,429	2,980	3,144	3,529	3,130	3,132	5,576	8,491
災害復旧事業費	747	161	68	0	7	28	58	37	47	108	14	152	188	1,794	1,068
歳出合計	24,156	24,721	22,786	22,868	24,555	24,855	25,477	25,174	23,619	23,393	23,814	24,037	23,849	32,216	31,571

(単位：百万円)

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	計
人件費	3,967	3,967	3,963	3,983	3,990	86,983
物件費	3,810	3,772	3,734	3,697	3,660	70,888
維持補修費	275	276	278	279	281	5,002
扶助費	4,156	4,178	4,200	4,223	4,246	65,212
補助費等	3,465	3,465	3,465	3,465	3,465	62,282
公債費	2,360	2,541	3,074	3,546	3,808	70,870
積立金	65	65	65	64	64	7,144
投資及び出資金・貸付金	141	141	141	141	141	3,077
繰出金	2,774	2,787	2,801	2,814	2,828	50,935
普通建設事業費	5,597	3,829	3,793	3,105	2,331	77,497
災害復旧事業費	50	50	50	50	50	4,727
歳出合計	26,660	25,071	25,564	25,367	24,864	504,617